

平成 26 年第 2 回定例会 県民企業常任委員会

平成 26 年 6 月 27 日

赤井委員

先日の本会議の一般質問で、DV加害者の相談窓口の話をもとに亀井議員が質問しまして、知事から様々な回答を頂きました。

その中で、DV防止啓発については、現在、デートDV等について、大学生向けの出前講座を行い、高校生には啓発の冊子を配布しており、今回、県内全ての中学生向けに、防止啓発の冊子を作成するという回答を頂きました。これについて、今考えている内容を教えていただきたいと思います。

人権男女共同参画課長

中学生向けの冊子につきましては、本会議でも知事から答弁がございましたように、大学生や高校生の場合は、デートDVの防止ということで、それをターゲットとした講座や冊子を作っております。

しかし、中学生の場合は、まだ普段の生活の中で、そういう状態ではないというお子さんの方が非常に多いという状況でございます。そのため、まずは将来、暴力を振るう、あるいは暴力を受けたときにどのように感じるかということが分かるような、例えば相手のことを思いやる、嫌なことをされたときに嫌だと言う、誰かに相談する、そういったことを伝えられるようなものを、これから工夫してまいりたいと考えております。

内容はこれからでございますが、学校現場の先生の御意見も頂きながら、教育委員会と協力し、また、これまで子供たち向けの講座を行ってきたNPOにも御協力いただいた上で、内容を精査し、今年度中には作成し、どこかの学年になると思っておりますが、中学生に配布したいと考えております。

赤井委員

高校生や大学生とは違って、中学生向けということで、内容的に考慮しなければいけないと思いますので、その辺は、教育関係者とよく打合せをしながら作っていただきたいと思います。

次に、DV加害者の相談窓口について、11月から相談体制を設けたいという話が知事からありました。DVの場合は、被害者相談だけで、加害者の相談などはいらないのではないかという気持ちがあったのですが、実際に、80歳以上のDV加害者で、たまたま奥さんに手を上げてしまったら、奥さんが出て行ってしまったというというような相談を受けたことがあり、加害者にも相談が必要なのだということが分かりました。

そんな中で、被害者男性の相談もあると思うのですが、現在の状況を教えてください。

人権男女共同参画課長

現在、県が設置しておりますDVセンターにおきまして、男性被害者の相談も受けているのですが、そこでは、被害者以外の男性からの相談もございます。件

数で申しますと、平成 25 年度の男性被害者からの相談が 121 件、そして、被害者以外の男性からも 71 件ということで、合計 192 件の相談がございました。

男性被害者以外の相談内容といたしまして、例えば自分は加害者だが、これからどうやって直していけばいいのかとか、あるいは委員からお話ございましたが、DVで妻子が出て行ったが、どうやったら連絡が取れるのかといった相談がございました。

現在は、被害者相談ということで行っており、DVセンターが特定の被害者を支援しているということが加害者に知れますと、そこから執ように追求行動をされ、被害者の安全を確保することに非常に苦慮する場合も想定されます。また、場合によっては、支援者自身にも危害が及ぶ可能性があるということもあり、基本的にはDVセンターでは、相談があったかないか、関わっているかないかも含めまして、お答えできることはありませんということで対応しております。

赤井委員

男性のDVについての相談は、今まで数的にも少ないのではないかと思います。そんな中で、今回、新たに加害者も含めた男性のDV相談窓口が初めてできるわけで、そういった点では前進であると思います。

しかし、加害者にしても被害者にしても、今お話にあったように、いろいろな問題、課題があると思います。少しでも加害者に分かってしまえば、余計に大変なことになるとか、加害者にしても、そういうつもりではなかったがそうになってしまったとか、このままで自分は大丈夫か、どこに相談すればいいのか分からないということがあると思います。そういった意味で、今回の相談窓口をつくるに当たっての課題について教えていただきたい。

人権男女共同参画課長

男性に向けた相談窓口を設置するに当たりまして、一般的には、男性の場合は、仕事を持っている方が多いと思うのですが、そういった方が相談しやすい曜日や時間というのはいつなのかということが、一つの課題になっております。11月に開設するわけですが、やってみた中で、どういう時間、曜日だったら相談していただきやすいかということ工夫してまいりたいと考えております。

また、どういう形で男性に相談窓口を知っていただくかということで、もちろん県のたより等の県の広報媒体は活用していくのですが、それ以外にも、産業労働局に協力いただきまして、企業を通じた広報活動や、メールマガジンを使って企業から紹介していただくとか、企業の中でチラシを配布するなど、こういった形がいいかということ、課題として検討しているところでございます。

赤井委員

特に男性については、なかなか公にしようと思わないと思いますので、様々なツールを使って、しっかりと広報していただく必要があると思います。

女性の場合は、チラシを作ってトイレに置いたりというように、いろいろと方法があると思いますが、男性にも何らかの形で、DVセンターに相談の窓口があるということを知周する必要があります。これについて、産業労働局を通じた企

業へのメールという話もあったのですが、何か考えていることがあれば教えてください。

人権男女共同参画課長

今、委員からお話がありましたとおり、女性の場合は、小さなカードを作ってトイレに置いたりということはしておりますが、男性の場合は、そういうやり方でどのくらい手に取っていただけるのかということもあります。また、窓口の表現といたしまして、どういう表現とするのがいいのか、男性の御意見を伺ってまいりたいと考えております。

また、先ほど申し上げましたように、企業向けのメールマガジンが産業労働局にございますので、そういうところから伝わるような形で周知していくというのは、一つの有効な方法ではないかと考えております。

赤井委員

これまで相談をしてこられた男性の方々が、どういう情報で知ったのかということも必要であるし、これから開設に当たって、インターネットで検索する中で、男性のDV相談窓口を知るなど、当然神奈川県ホームページに掲載するのもいいと思いますので、いろいろなコンテンツで広報していくというのが必要だと思います。

例えば、小さなカードを作るにしても、男性の方が、自分は加害者と思っていないままで、手を上げてしまうということも結構あるだろうし、それは既にDVだと分かるような言葉の表現が必要であると思います。県警等の様々なところと連携をとりながら進めていただきたいと思います。

せっかく初めての男性加害者を含めた相談窓口、全国的にもなかなかない取組であると思いますので、神奈川県内から、特に男性が被害者、加害者にならないような仕組みとなるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、かながわ消費者施策推進指針の改定についてお伺いします。

平成18年3月に、この指針がつくられて9年目を迎えたということで、今回こういう内容で新たに改定をしようという説明がありました。現在のかながわ消費者施策推進指針の主な目標や、主な内容は書いてあるのですが、今回の改定の意義について確認させてください。

消費生活課長

現行指針の目標でございますが、重点目標として3点ございます。

一つ目が、県民への情報提供の充実、消費者教育の強化、二つ目が、市町村相談体制の支援強化、かながわ中央消費生活センターの機能充実、三つ目が、事業者活動の適正化、消費者志向経営への取組みの促進となっております。この三つを重点目標として実施してきたところでございます。

そして、委員お話しのとおり、現行指針策定から9年目を迎えたわけですが、状況の変化といたしましては、高齢化やネット社会の急速な進展、消費者施策を取り巻く様々な状況の変化がございます。また、特に消費者教育の推進に関する法律が施行され、その後、消費者教育推進に関する国の基本方針が、平

成 25 年 6 月に示されたところでございます。これに伴いまして、都道府県におきましても、消費者教育推進計画の策定が努力義務化されたということで、今回指針を改定することとさせていただいたところでございます。

赤井委員

これまでの取組として、数字的には難しいかもしれないのですが、具体的にどれだけの成果がこういう形であったというものがあれば教えてください。

消費生活課長

まず、国の財源を基にしました基金を造成し、それに基づきまして、平成 21 年度から約 17 億円かけまして事業を実施してまいりました。

具体的には、例えば市町村体制の支援強化といたしまして、市町村の方で相談窓口を強化したといったものもございます。かながわ中央消費生活センターでは、相談体制の強化ということで、休日、夜間の時間も相談を受け付けるようにいたしました。また、様々な啓発資料を作ったり、出前講座に非常に力を入れたりということで、効果を上げているという状況でございます。

赤井委員

国の交付金を原資に、県が消費者行政活性化基金を設置したと聞いていますが、この基金の使い方、原資の内容はどうなっているのでしょうか。

消費生活課長

財源的には、国の交付金が 10 分の 10 でございます。

また、使用方法でございますが、当然ですが、県だけでなく、市町村の方にも補助金として交付している状況でございます。具体的には、大まかな数字でございますが、約 1 億 7,000 万円から 2 億円ほどを、毎年市町村の方に補助金として交付している状況でございます。

赤井委員

そうすると、17 億円のうち、市町村へは 10 億円くらい交付されていて、神奈川県としては、年間 1 億円といった大きな金額が、様々な出前講座などに使われていると思います。

その中で、消費者教育としては、インターネットについてとか、高齢者に対してのものとか様々なものがあります。消費者教育の強化という重点目標に、多く基金が使われたのではないかと思うのですが、具体的にどのような取組だったのでしょうか。

消費生活課長

消費者教育でございますが、もともと本県におきましては、他県に先んじて消費者教育に取り組んでまいりました。

その中で、学校における消費者教育推進協議会を、教育委員会との間で設置しておりまして、ここでの議論を基に、小中高等学校、特別支援学校の教職員を対象とした消費者教育教員研修を、学校の夏休み期間に実施しております。例えば、平成 25 年では、9 日間実施し、352 名の先生方に参加していただいております。

また、実際の学校現場で使う消費者教育資料として、中学生、高校生向けに資

料を作成しております。こちら、学校における消費者教育推進協議会におきまして、現場の意見を聞き、それを基に作成しております。そして、例えば中学生向けとして年間8万7,000部、高校生向けとして6万5,000部ということで、主に各中高生の第2学年に向けて配布しております、実際の授業で活用していただくということを行っております。

今年度は、今までなかなか手が届かなかった知的障害者に対しまして、分かりやすい啓発資料の発行を予定しております。こちら、先ほど申しあげました協議会の御意見を聞き、内容等の検討を現在行っているところでございます。

赤井委員

学校や町内会等で、一般社会人や高齢者を対象とする形で、消費者教育の出前講座を今までやってこられたと思うのですが、その辺の状況を教えてください。

消費生活課長

学校向けの出前講座といたしましては、平成25年度は32回、参加者が6,581人でございます。

そして、それ以外の一般の方向けの講座といたしましては、平成25年度は107回、参加者が2,757人といった数字になっております。

赤井委員

学校以外での消費者教育について、様々な出前講座のパンフレットを作っているということでした。また、今後、障害者を対象とするものを作るという話もあったのですが、具体的にどういう内容になるのでしょうか。

消費生活課長

障害者向けの教育資料といたしましては、先ほど申しあげましたとおり、今年度これから作成するというところで、検討中ですが、大きく分けまして、児童向けと生徒向けということで考えております。児童向けの方は、お金の使い方そのものについての消費者教育、生徒向けの方は、これから卒業して社会に出るという状況で、悪質勧誘の断り方やインターネットにおける注意といったことを、分かりやすく説明するというのが一番大切だと思っております。そのため、その辺を含めまして、教育現場の方々の意見を聞き、どの程度のレベルだと理解してもらえるのかといった検討を、これから進めてまいりたいと考えております。

そして、資料の配布先でございますが、現在想定しておりますのは、特別支援学校48校、児童生徒数が約7,900人でございます。また、学校だけでなく、例えば障害者関連の施設にも働き掛けまして、作成したパンフレット、リーフレットを配布してまいりたいと考えております。

赤井委員

特に障害者の方、生活弱者といわれている方々に対しての取組は、非常に大事であると思っておりますので、積極的に進めていただきたいと思っております。

そして、先ほど、基金を使って出前講座を行っているというお話でしたが、何か工夫をしている点はあるのでしょうか。

#### 消費生活課長

私どもでは、様々な啓発資料を作っているのですが、ただ啓発資料を作り、ただ配布するだけでは、有効活用ということになりませんので、出前講座等での資料を積極的に使用していくという方法で行っております。

#### 赤井委員

出前講座を行ってくれるということ自身が、余り県民の皆様には知られていないと思います。

例えば、企業だとか、ボランティア団体、老人会といったところに、出前講座のアピールを積極的に行っているのでしょうか。

#### 消費生活課長

特に被害の多い高齢者向けでは、老人会や自治会等にダイレクトに働き掛けまして、出前講座を行っており、無料であり、場所さえ御提供いただければ、30分から1時間半の間で行いますといったことを、積極的に広報させていただいております。その結果もあり、平成23年度の時点では、出前講座は年間95回であったのですが、平成25年度では139回であり、広報に力を入れた結果、回数が増えたものと考えております。

#### 赤井委員

高齢者や児童・生徒が被害者となるスマホの問題や、インターネットの問題等が社会問題になっています。積極的にアピールをしながら、そういった場所に行って、消費者教育を是非進めていただきたいと思います。

そして、いろいろなパンフレットを作成しているということですが、高齢者に読んでもらいたいパンフレットであれば、高齢者向けに、もう少し字を大きくするとか絵をいっぱい入れるとかという工夫が必要です。

作成されたものを見たのですが、余りにも字ばかりで、読む気になれない内容となっています。また、若者向けのものについても、これは読むか分からないという感じがします。この辺も、基金があるから、お金があるからこういうリーフレットさえ作ってあればいいといったことではないと思いますが、どうせ作るならば、喜んでもらえる、読んでもらえる、手に取ってもらえるようなリーフレット、パンフレットをしっかりと研究してもらいたいと思います。今後、消費者教育として、社会の状況の変化に合ったリーフレット等を作っていただきたいと思いますが、例えば、スマホに関する資料については、この内容では誰も読まないという感じがします。ぱっと見て面白いので、手に取って見るのですが、中を開けてみたら字ばかりであるから、読むのがつらいと思います。より見たいと思うような内容のものを作っていただきたいと思います。

是非、今後の消費者教育の方向として、リーフレット、パンフレット、出前講座について、幅広い方々に来ていただける、納得していただけるような内容で積極的に進めていただくよう、お願いしたいと思います。

続いて、県営水道事業経営計画における神奈川県営水道施設整備のロードマップについてですが、これまでの取組状況として、今後30年間に必要な更新コスト

が、約 6,300 億円、年約 210 億円である一方、現状の規模は年約 130 億円であり、このことから、施設の再構築と計画的な更新に取り組むとの記載があります。これは、施設の再構築によって、年 130 億円で賄うことができるようになるということなのか確認させてください。

財務課長

現在の設備投資は、年約 130 億円でございますが、県営水道事業経営計画におきまして、平成 28 年度以降は年約 170 億円になると示しております。

年約 170 億円で賄うため、給水人口及び給水量の減少に伴う施設規模の適正化、縮小を行い、併せて施設の長寿命化を行います。例えば、現在使用している配水管は、耐用年数が 40 年程度ですが、耐用年数 100 年程度のものが開発されておりますので、こういったものを使いながら、施設を適正規模に縮小してまいります。

次に、財源のやりくりでございますが、鉛管解消事業が平成 27 年度に終了いたしますので、その財源を新たな設備投資に回す予定でございます。

これらによりまして、年 170 億円で賄っていくということでございます。

赤井委員

水道事業経営計画に基づき、配水池だけでなく、ポンプ所や小規模水源なども統廃合するということですが、今後の統廃合の内容について教えてください。

計画課長

水道事業経営計画に基づく配水池等の統廃合計画についてでございますが、そもそも県営水道は、隣接する小規模の水道を編入しながら、給水区域を拡大してきたという経緯から、小規模の配水池や付随するポンプ所等、小水源等も併せて編入してまいりました。それとは別に、高度成長期に、相次ぐ宅地化に合わせまして、宅地開発業者が築造してきた配水池も引き継いできたという経緯もございます。そういったことから、他の事業者から比べましても、多くの配水池等の水道施設を保有しているという状況でございます。

こういった配水池等の施設につきましては、浄水場から幾つもの配水池やポンプ所等を経由して、お客様に水をお配りしておりますので、水運用における非効率さであるとか、施設の老朽化による更新を迎えるに当たりましては、膨大な更新費用が必要となるといったおそれもございます。そういった中で、水需要の減少に伴いまして、料金収入が減ってきておりますので、これからも水道事業を安定的に継続させるためには、水道施設のスリム化と更新費用の抑制が不可欠という状況でございます。

そこで、配水池等の統廃合事業といたしまして、比較的軽易な連絡管の整備等で振り替えることが可能な中小規模の配水池、ポンプ所といった施設を廃止していくことで、当面、平成 26 年度からの 5 箇年で、配水池につきましては 23 箇所、ポンプ所等につきましては 6 箇所、小規模水源につきましては 3 箇所ということで、統廃合を進めていくということでございます。

赤井委員

これからは、管路で水を循環させていくような形にするから、配水池がいらな

くなるということだと思っておりますが、例えばその管が耐震化されたものなのかといったところも気になるところです。そういった観点から、配水池が減っても、水の安定供給に支障はないものなのかお伺いします。

計画課長

配水池をなくすことによって、水がしっかり回っていくのかということにつきましては、配水池をなくすことによって、水量や水圧の変動がどの程度あるのかといったシミュレーションを行いまして、従来どおり安定してお客様に水が配れるかどうかを確認いたします。そして、その上で、配水池を廃止するかどうかを判断し、事業を実施していくという段取りを踏んでおります。実際に配水池を廃止するに当たりましては、その配水池から水を止めるといった緩衝期間を設け、実際にその区域のお客様に安定して水が配れるかどうか確認した上で、施設として切り離すという、念には念を入れた対応をしております。

また、幾つもの配水池を廃止することによって、水量全体がもつのかという懸念もあると思いますが、水量につきましても、今計画している配水池の数を減らしたとしても、量的には十分に賄えるということは確認しております。災害等の緊急時、応急給水のための水量も、配水池を統廃合することによって減るということはありません。しっかり確保した上で、廃止するという検討をしておりますので、県民の皆様への御迷惑はお掛けしないような方向で、今後も事業を進めてまいりたいと考えております。

赤井委員

県民の皆様にお迷惑をお掛けしないように、それと同時に、未利用地、未活用地となってしまうわけなので、今後どのように転用していくのかについても、しっかりと検討していただきたいと要望いたしまして、私の質問を終わります。